

「札幌北とれた ふじい農園」利用契約書

(目的)

- この契約書は、藤井 徹(以下「甲」という。)が開設する市民農園において利用契約者(以下「乙」という。)が行う農作業の実施に関し必要な事項を定める。

(対象農地)

- 本契約の対象となる農地(以下「対象農地」という。)の位置及び面積は、別紙のとおりとする。

(農作業の実施等)

- (1) 乙は、甲が指定する対象農地において耕作の事業に必要な農作業を行うことができる。
(2) 乙は、農作業の実施に関し甲の指示があったときは、これに従わなければならない。
(3) 乙は、農作業の実施において農作物を収穫することができ、収穫物は乙に帰属する。

(料金の支払)

- 乙は、料金 11,000 円を市民農園契約時に、甲に支払わなければならない。

(契約期間)

- 本契約期間は、2026 年 5 月 1 日(金)から 2026 年 10 月 31 日(土)までとする。

(契約の解除)

- 次の各号に該当するときは、甲は契約を解除することができる。
 - 乙が契約の解除を申し出たとき
 - 乙が契約に違反したとき
 - 乙が2ヶ月にわたり農作業を行わないとき
 - その他甲が示す留意事項に違反したとき

(料金の不還付)

- 契約を解除されたときは、乙が既に納めた料金は還付しない。ただし、次の各号に該当するときは、甲はその全部又は一部を還付することができる。
 - 乙の責めに期すべきでない理由により農作業ができなくなったとき
 - その他甲が相当な理由があると認めたとき

(その他)

- 本契約に規定されていない事項については、甲及び乙が協議して定める。

2026 年 月 日

利用区画番号

(甲) 住所 札幌市北区篠路町拓北243番地2

電話・FAX 773-5519

氏名 札幌北とれた ふじい農園開設者

藤井 徹

(乙)

郵便番号

住所

氏名

®

電話

「札幌北とれた ふじい農園」利用契約書(利用者控)

(目的)

7. この契約書は、藤井 徹(以下「甲」という。)が開設する市民農園において利用契約者(以下「乙」という。)が行う農作業の実施に関し必要な事項を定める。

(対象農地)

8. 本契約の対象となる農地(以下「対象農地」という。)の位置及び面積は、別紙のとおりとする。

(農作業の実施等)

9. (1) 乙は、甲が指定する対象農地において耕作の事業に必要な農作業を行うことができる。
(2) 乙は、農作業の実施に関し甲の指示があったときは、これに従わなければならない。
(3) 乙は、農作業の実施において農作物を収穫することができ、収穫物は乙に帰属する。

(料金の支払)

10. 乙は、料金 12,000 円を市民農園契約時に、甲に支払わなければならない。

(契約期間)

11. 本契約期間は、2026 年 5 月 1 日(金)から 2026 年 10 月 31 日(土)までとする。

(契約の解除)

12. 次の各号に該当するときは、甲は契約を解除することができる。
(1) 乙が契約の解除を申し出たとき
(2) 乙が契約に違反したとき
(3) 乙が2ヶ月にわたり農作業を行わないとき
(4) その他甲が示す留意事項に違反したとき

(料金の不還付)

7. 契約を解除されたときは、乙が既に納めた料金は還付しない。ただし、次の各号に該当するときは、甲はその全部又は一部を還付することができる。
(3) 乙の責めに期すべきでない理由により農作業ができなくなったとき
(4) その他甲が相当な理由があると認めたとき

(その他)

8. 本契約に規定されていない事項については、甲及び乙が協議して定める。

利用区画番号

(甲)住所 札幌市北区篠路町拓北243番地2
電話・FAX 773-5519

氏名 札幌北とれた ふじい農園 開設者 藤井 徹

「札幌北とれた ふじい農園」の利用料金 12,000円を領収致しました

2026年 月 日

「札幌北とれた ふじい農園」開設者 藤井 徹 印

市民農園利用のきまり

マナーを守って、楽しく すくすく育て、稔り多い秋を迎えるために・・・

* 市民農園の利用期間と時間

- ・利用期間 5月1日から10月31日まで(気象状況により変更あり)
日の出から日没まで(夜間は使用禁止)

* 利用区画

- ・利用区画は、春起こし後50平方メートル(15坪、5×10メートル)に区割りして提供します。
- ・決定した区画は変更できません。また、農園を第三者にまた貸したり、収穫物を販売するなどの営利目的で使用することは出来ません。
- ・各自の利用区画以外の場所では栽培しないでください。
- ・農園内には小屋、温室や棚などの工作物を設置できません。
- ・農園で使用する農具、種苗、肥料や資材などは、各自が用意してください。

* 栽培作物

- ・栽培作物は、利用期間内に収穫できるものに限ります。植木や果樹などの永年性のものは栽培できません。また、カボチャなどのつる物などを栽培する場合は、利用区画をはみ出したり周辺区画に日陰をつくることの無いようにしてください。

* 利用区画の清掃・管理

- ・利用区画は、除草、清掃を行い、常に他の利用者に迷惑のかからないよう十分に管理して下さい。特に雑草は、開花結実までに必ず除草して下さい。
- ・利用区画に面した通路に農具を放置するなどにより他の利用者に迷惑をかけないように心掛けてください。
- ・雑草、野菜くずや紙くずは、農園内に放置しないで所定の場所で処分して下さい。これ以上の物は、必ず持ち帰って下さい。
- ・農園内や周辺などの土壌を持ち出すことは出来ません。また、他の場所からゴミ類を持ち込んではいけません。

* 病害虫の駆除

- ・病害虫が発生した場合は、周辺に広がらないように、すみやかに適切な防除措置をとって下さい。
- ・除草剤の使用は禁止します。その他の農薬を使用する場合も、注意書や説明書などをよく読んで事故のないように正しく使用してください。

* 施設の利用

- ・自動車でご来園の方は、所定の場所に駐車してください。
- ・トイレ、農具保管施設、休憩所、給水施設などの共同利用施設は清潔保持に努め、お互いに気配りを持って使用するよう心掛けましょう。

* 利用の取消し

- ・次の場合は、当市民農園の利用契約を解除します。
(利用者から利用辞退の申し出があった場合)
(正当な理由がなく、長い間にわたって利用をおこたった場合)
(利用の決まりを守らないなど、当市民農園の管理上適当と認めがたい行為があった場合)
- ・この利用契約の解除によって生じた損害について、当方は一切補償をいたしません。

* 損害の補償・損害の賠償

- ・盗難や動物、病害虫、自然災害などによる栽培作物の損害に対し、当園は一切の責任を負いません。
- ・農園の施設や備品などに損害を与えた場合、その利用者に損害賠償を請求することがあります。

* その他

- ・住所、連絡先などを変更するときは事前にご連絡下さい。
- ・都合により利用期間の途中で農園利用を辞退するときは、すみやかにご連絡下さい。
- ・利用辞退または利用期間の満了に伴い、割当てられた区画を利用しなかったとき、または利用できなくなったときは利用区画の清掃整理を行って下さい。

車上荒らしが、多発しております。ご注意ください!!